

## 中土佐町家具転倒防止対策事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における家具等の転倒による被害を軽減するため、町内において自宅の家具等の転倒を防止するための対策を講じる者に対して中土佐町家具転倒防止対策事業を委託された者（以下「受託事業者」という。）を派遣する事業（以下「家具転倒防止対策事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 家具転倒防止対策事業の対象となる者は、町内に住所を有する者とする。

### (申込み)

第3条 申請者は、中土佐町家具転倒防止対策事業申請書(様式第1号)に、実施しようとする家具転倒防止対策の概要を記載し、町長に提出しなければならない。

### (決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、中土佐町家具転倒防止対策事業決定通知書(様式第2号)により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、受託事業者の派遣が不適当と認めるときは中土佐町家具転倒防止対策事業申請不受理決定通知書(様式第3号)により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

### (費用)

第5条 金具の取り付け作業に係る費用及び金物の費用は、中土佐町の負担とする。ただし、町が負担する費用の上限額は1万円とし、それを越えた場合は申請者が負担するものとする。

### (取り付け方法等)

第6条 金具等の取り付け方法は、家具等を家屋の床又は壁、柱に固定する等の方法により行う。

2 金具の取り付けに際し、床又は壁等の改修は行わないものとする。

3 この事業により金具等を取り付けた後、移動させて再度取り付ける場合においては事業対象外とする。

### (借家等における金具等の取り付けの承諾)

第7条 自己の所有に係る家屋以外(借家及び町営住宅等)の家屋に住居する者が金具等の取り付けを申請する場合は、所有者又は管理者の承諾を得なければ

ばならない。

(金具等の取り外し)

第8条 金具等を取り外す場合は自己負担とし、自己の所有に係る家屋以外(借家及び町営住宅等)の場合においては、所有者又は管理者と協議の上、家屋の内装を原形に復さなければならない。

(委託)

第9条 金具等の取り付け作業は、受託事業者に委託する。

(派遣の取消)

第10条 町長は、申請者が、次の各号の一に該当するときは、金具等の取り付け作業への派遣を取り消すことができる。

- 1 この要綱に違反したとき。
- 2 事業申請に関して、附された条件に違反したとき。
- 3 事業申請書に虚偽の記載をしたとき。

(免責)

第11条 この要綱により金具等が取り付けられた家具等が、地震等により万一転倒し、被害が発生した場合において、中土佐町及び受託事業者は、その責を負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。(一部改正)

附 則(令和2年6月25日中土佐告示第77号)

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則(令和5年3月31日中土佐告示第44号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条1項）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。